

令和3年度第6回枝幸町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月24日(火) 午前10時30分～午前11時30分
- 2 開催場所 枝幸町中央コミュニティセンター 1階コミュニティサロン
- 3 出席委員
1番 松下 正 則 4番 向井地 信 之 5番 向井地 靖 浩
6番 佐藤 忠 昭 7番 阿部 条 吉 8番 中野 勤
9番 寺前 吉 幸 10番 田中 美代子 11番 諏訪 隆
12番 平田 勝一郎 14番 高橋 壮 治
- 4 欠席委員
2番 今 賢 二 3番 関口 真 也 13番 玉村 良 三
- 5 議事日程
会議録署名委員の指名 1番 松下 正 則 12番 平田 勝一郎
会期の決定 1日間
事務報告
議案第1号 現況証明の発行について
議案第2号 現況証明の発行について
議案第3号 現況証明の発行について
議案第4号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 遠藤 正 勝
主 査 佐賀 信 也
主 事 坂東 桃 江

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様大変ご苦勞様です。ただ今から令和3年度第6回枝幸町農業委員会総会を開催します。初めに、高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

皆さんおはようございます。

第6回総会ということで、悪天候の中お集まりいただきありがとうございます。

雪も降り、いよいよ農業委員の外での活動も最終になるかと思えます。今年もたくさんの農地確認、評価等ありましたが、委員の皆様にはご足勞のうえ慎重に対応していただきましたことを心から御礼申し上げます。

我々は毎年こうして現地、農地確認をしていますが、地域で話していても「自分の土地をどうするか」としか考えられないのが現状です。やはり農業委員、或いは農業関係者、農協といった立場でしか、町全体の農地や農業を考えるのは難しいものかと思えます。委員は枝幸のまちの農業のため、町全体の農地について先頭に立って考えていってほしいと思えます。

自分が経営している時、自身の農地については考えていましたが、いざ農業委員の立場になると、町全体としての農地の在り方を日頃から考えなければならぬと思うようになりました。こういう風に考えておられる委員さんがほとんどとは思いますが、改めてこの点を意識して今後も進めていきたいと思えますので、ご協力よろしく申し上げます。

本日は現況証明3件、使用貸借2件、所有権移転1件ということです。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

事務局

出欠の状況を申し上げます。2番 今委員、3番 関口委員、13番 玉村委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は11名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

日程第2

会議録署名委員

の指名

議長

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。1番 松下 正則委員、12番 平田 勝一郎委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3
会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。
会期については、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日1日といたします。

日程第4
事務報告

日程第4 事務報告を事務局より報告願います。

事務局

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第5
議案第1号

日程第5 議案第1号「現況証明の発行について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書1ページ 読み上げ)

本件は、住宅建設に伴う証明願出を受理し、11月5日に高橋会長、玉村委員、今委員、阿部委員、向井地 靖浩委員、田中委員により現地の確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料1ページから2ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第1号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 6
議案第 2 号

日程第 6 議案第 2 号「現況証明の発行について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 2 ページ 読み上げ)

本件は、地目変更に伴う証明願出を受理し、11月4日に高橋会長、玉村委員、松下委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により現地の確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料3ページから4ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第2号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

必要事由に「地目変更のため」とありますが、地目変更にはその後の目的があるものと考えます。この必要事由は適さないのではないのでしょうか。

議長

そうですね。本件現況確認の際、〇〇さんへの売買を目的とした地目変更である旨、説明を受けました。

委員

質問されてからの内容答弁というのは、目的を隠すために事由を地目変更として提出したというような印象を受けてしまいます。

議長

特にそういった意図はありません。

委員

農業者の所有地に使っていない土地があるから地目変更となつては、相手先を選ばない売買が多発する可能性が否定できませんよね。

現況を証明する際にその部分だけで判断し、使われていない農地を原野にすると農業委員会が許可してしまった結果、何も知らないうちに施設が何ヵ所もできて、後で農業者が迷惑を被っています。

前例ができると同じケースが他に出てきた時、許可することになりますね。そうした時に農家の敷地内にどんどん農業者以外の施設ができてしまう可能性があると考えています。例えばその経営者が数年後に離農して、新規就農の希望があった時、隣に農業以外の施設があつたらどうなるのか。

例え本人の財産だとしても、私はあまりこの事案は賛成できません。こういう事例があると新規就農者を入れるとしても、後で混乱が生じます。

農業者の相続でさえ、祖父や兄弟の土地などがその中にあれば処理に苦勞する現状ですね。本人の財産だとしても、大きな危険性を孕む決断かと思います。

議長

他にご意見ございませんか。

委員

事務局の実務方から、明確な説明をお願いしたいです。

事務局

必要事由に地目変更のためと記載しましたが、委員からのご指摘は当然のものであると考えます。こちらの案件は、〇〇さんより、買い受けて自宅に隣接する広い作業用地として利用したいという相談を所有者が受けたものです。所有者としても、使用していない場所且つ現況このような土地なので、売買したいということで今回の申請に至りました。

委員

それだけ複雑な理由があるのであれば、そのように記載する必要があると思います。

本人の財産であっても、農業委員会が地域の農業、枝幸町の農業を考えるとということを念頭において我々は活動しなくてはなりません。

所有者側が使っていないからと農業者以外に農地を渡すことになったら、太陽光発電も同様ですが、農地を守れなくなってしまいます。

農業者以外が土地を買い、その範囲を広げていくことが、牧場を誰かに引き継ぐ時の足枷となることを懸念しています。枝幸町の酪農家一戸を増やす時、こういった土地は障害になります。できる限り農地を保管しておきたいと考えるのが農業委員会の仕事だと思います。

農業委員会が許可することで、その後農業者がどのような影響を受けるのかよく考えていただきたい。

議長

現地でも、今後、離農の際に自分の農地をあちこちに売買して整理しようとする形が出ては困るということを、相当な時間をかけて協議しました。

そのことを踏まえ、以前〇〇さん（購入予定者）の元の住宅が建っていた今回の土地は、自分の場所という気持ちもあるだろうということで、仕方ないのではとなり、議案として提出する結果となりました。

委員

会長判断ですから尊重しますが、今後そういう危険性があることを意識して慎重に判断いただきたいと思います。

守るというのは大変なことです。少しくらいいいだろうという声に対し、こちらが抵抗力を持っていないと大変なことになります。今回の議案については、わかりました。

他にございませんか。

日程第 7
議案第 3 号

議長

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 7 議案第 3 号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 3 ページ 読み上げ)

本件は、作業用地整備に伴う証明願出を受理し、11月16日に高橋会長、佐藤委員、諏訪委員により現地の確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 5 ページから 6 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第 3 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 8
議案第 4 号

事務局

(議案書 4 ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、法人化に伴う使用貸借で、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせてい

たきます。

(議案書5ページ読み上げ)

11月5日に高橋会長、玉村委員、今委員、阿部委員、向井地 靖浩委員、田中委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料7ページから10ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第4号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9
議案第5号

日程第9 議案第5号「農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書6ページ読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、法人化に伴う使用貸借で、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書7ページ読み上げ)

11月5日に高橋会長、玉村委員、今委員、阿部委員、向井地 靖浩委員、田中委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料11ページから16ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第5号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

日程第10
議案第6号

事務局

議長

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第6号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書8ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、保有合理化事業により、賃貸借期間終了に伴い北海道農業公社から売渡を行うものです。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書9ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料17ページから19ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第6号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付議された議案は全て終了しました。これをもって令和3年度第6回枝幸町農業委員会総会を閉会します。

会議録署名委員 (議席1番)

(議席11番)